

行動憲章

私たち、一般財団法人日本海事協会（以下、「本会」という）及びグループ会社の業務に従事する全ての者は、関連法令や社会規範を遵守するとともに、常に高い倫理観を持ち、公正かつ誠実な事業活動を行うことで、持続可能なより良い社会への発展に貢献します。

- 1) 公正で透明性のある事業活動の徹底
 - 法令及び本会の規則を遵守し、社会的規範から逸脱することなく、公正な事業活動を実践します。
 - 第三者認証機関として、中立的な立場で公平性・透明性の高いサービスを提供します。
 - 内外の政治や行政との健全かつ正常な関係を保ち、活動します。
 - 社会の秩序と安全・安定に脅威を与える反社会的な活動や勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係を一切持ちません。
- 2) 人権の尊重
 - 事業活動を行う上で、国際的な人権規範を尊重します。各国や地域の法令と国際的な人権規範に矛盾・乖離がある場合には、国際的な人権規範を支持するための方法を追求します。
 - 人権侵害が確認された場合は、その救済に取り組みます。
 - 自己管理に基づき、自らが課題達成に向けて積極的かつ主体的に行動します。
- 3) グローバル化への対応
 - 各国・各地域の法令、人権を含む国際規範及び文化や習慣を尊重し、業務を遂行し、地域経済と社会の発展、繁栄に貢献します。
 - グローバルに理解され、受け入れられる、各地域社会と調和がとれた組織運営システムを構築します。
- 4) 社会貢献と地球環境への関与
 - 事業活動を通して、国際社会における一員としての責任を自覚し、積極的な社会貢献活動を支援します。
 - 国際社会の一員として、人類共通の課題である地球環境問題に対して主体的に行動し、健全な地球環境の保全に貢献します。
- 5) コーポレート・ガバナンスの推進
 - 会長は、率先垂範の上、本会及びグループに本憲章を徹底します。
 - 実効性ある内部統制システムを確立し、運用・維持します。
 - 社会に対して積極的な情報開示を行い、透明性の高い組織運営を実践します。
 - 改善などの提案を尊重し、社会に対してオープンな組織を目指します。